

## 「土浦市放課後児童クラブ条例等」に対する パブリック・コメントについて

本市では、昭和52年から児童クラブを開設しており、現在（平成18年6月）16小学校区で開設しています。近年は、入級希望者が増加しており、クラブの大規模化が進んでおります。また、平成18年2月には新治村との合併が行われましたことから、これを機に、市内の児童クラブについて、統一した運営を図るため、条例の制定を行おうとするものです。

つきましては、条例（案）と条例施行規則（案）を下記のとおり公表いたしますので、皆様のご意見をお寄せください。

### 1. 内容

土浦市放課後児童クラブ条例（案）について  
土浦市放課後児童クラブ条例施行規則（案）について

### 2. 意見を提出できる方

- ・市内に住所のある方、又は通勤・通学する方
- ・市内に事務所等のある個人、法人、その他の団体の方
- ・その他利害関係のある方

### 3. 期間

平成18年7月19日（水）～平成18年8月9日（水）

### 4. 意見の提出方法など

#### (1) 提出方法

- ・ご意見等は氏名、住所、連絡先をご記入の上、青少年課に持参又は郵送、電子メール、FAXのいずれかでお送りください。なお、記載された氏名等は公表いたしません。
- ・電話でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

#### (2) 提出先

郵 送

〒300 - 0036 土浦市大和町9番2号ウララ2ビル8F  
土浦市教育委員会青少年課あて

メールアドレス [young3455@jcom.home.ne.jp](mailto:young3455@jcom.home.ne.jp)

FAX 029 - 825 - 4400  
土浦市教育委員会青少年課あて

### 5. 意見の取扱い

お寄せくださいましたご意見については、ご意見に対する市の考え方とともに公表いたします。この場合、類似のご意見については、適宜取りまとめて公表することがあります。

この制度は、賛成・反対を求めるものではありませんので、単に賛否の結論を示したご意見については、市の考え方を示さない場合があります。

また、金銭徴収に関する条項についてのご意見についても、同制度の対象とはなりませんので、市の考え方を示さないこととなりますので、ご了承ください。

ご意見をお寄せくださいました方々に、市の考え方を個別に返答することはいたしませんので、ご了承ください。

### 6. 問合せ先

教育委員会青少年課 029 - 826 - 3455

## 1 背景

この土浦市放課後児童クラブについては、児童福祉法第6条の2第3項の規定により、実施しているものです。

本市では、昭和52年から児童クラブを開設してまいりましたが、平成18年2月に新治村との合併が行われ、6月現在、16小学校区で開設しております。

近年、入級希望者が増加して、クラブの大規模化が進んでおります。

このような状況において、条例の制定を行おうとするものです。

## 2 趣旨

これまで児童クラブについては、要項にて実施してまいりましたが、合併が行われたことを機に、市内の児童クラブが統一したクラブ運営を行うことを目的としています。

## 3 条例の主な内容

条例では施設、対象者、入所許可、不許可、退所、休所日、開設時間、育成料等について定めます。施行規則では申請等の手続や様式等について定めます。

## 4 運営

児童クラブの運営については、市長から委任を受けて教育委員会が行います。

## 土浦市放課後児童クラブ条例（案）

（この条例の趣旨）

第1 この条例は、土浦市放課後児童クラブの設置及び管理に関し必要な事項を定めます。

【解説】

まずはじめに、この条例の制定の趣旨を定めるものです。

（児童クラブの設置目的と名称等）

第2 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図るため、土浦市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置するものです。

2 児童クラブの名称及び位置は、別表のとおりとします。

【解説】

児童クラブの設置目的及び児童クラブの名称と場所について定めたものです。6ページに別表を掲載しています。

（児童クラブの事業内容）

第3 児童クラブは、次に掲げる事業を実施することとします。

（1）遊びや生活の場の提供及び指導

（2）その他、放課後における児童の健全な育成に必要な事業

【解説】

児童クラブが行う事業の内容について定めたものですが、遊びや活動、行事等を通じて、児童が安心して生活できる環境づくりを行うものです。

（児童クラブの休所日）

第4 児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとします。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日

（4）その他、市長が特に認めた場合

【解説】

児童クラブの休所日について定めたものです。

（児童クラブの開所時間）

第5 児童クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとします。

（1）月曜日から金曜日まで 小学校の授業終了後から午後6時30分まで

（2）学年始休業日、夏期休業日、冬季休業日、学年末休業日、創立記念日、行事振替休業日及び県民の日 午前8時から午後6時30分まで

【解説】

児童クラブの開所時間について定めたものです。

(1) は、平常時における開所時間です。

(2) は、登校日以外の日(休所日を除く。)に朝から児童クラブを運営している場合の開所時間です。

(対象とする児童の範囲)

第6 児童クラブに入所することができる児童は、次に掲げるすべての要件を満たす児童とします。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、例外を認めることとします。

(1) 小学校の第1学年から第3学年までに在学していること。

(2) 市内に居住していること。

(3) 保護者が就労等により昼間家庭にいないこと。

【解説】

児童クラブに入所できる児童の範囲について定めたもので、特に保護と育成を必要とする小学校1～3年生までの児童を対象としました。

(児童クラブの指導員)

第7 児童クラブに指導員を置くこととします。

2 指導員は、次に掲げる業務を行うこととします。

(1) 児童クラブに入所している児童の健全な育成及び安全の確保に関すること。

(2) その他、児童クラブの事業の実施に必要な事項に関すること。

【解説】

児童クラブに、遊びを中心とした児童の健全育成の指導と児童の安全確保を行う指導員を配置します。

(入所の許可)

第8 児童クラブへの入所を希望する場合は、市長の許可を受けなければならないこととします。ただし、市長は、児童クラブに入所しようとする児童が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可しないことができることとします。

(1) 伝染性疾患を有し、他人に感染するおそれがあるとき。

(2) その他、児童クラブの管理上支障があるとき。

【解説】

児童クラブの入所には、市長の許可を必要とすることとします。ただし、病気などにより他の児童に迷惑を及ぼすおそれがあるときなど児童クラブの運営に支障をきたす場合は、入所を制限されることとします。

(入所の許可の取消し)

第9 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の許可を取り消すことができることとします。

- (1) 入所した児童が入所の際の対象とする児童の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 入所した児童が入所を許可されない要件に該当することになったとき。
- (3) 入所した児童の保護者が正当な理由なく育成料を滞納したとき。
- (4) その他、市長が児童クラブの管理上特に必要があると認めるとき。

【解説】

児童クラブの入所の許可を取り消す場合の要件について定めたものです。

(退所の申出)

第10 保護者は、入所した児童を児童クラブから退所させようとするときは、あらかじめ市長に申し出なければならないこととします。

【解説】

児童クラブを退所する場合の事前届出について定めたものです。

**育成料に係わる第11～13については、パブリック・コメントにおいて対象項目外となっております。**

(育成料)

第11 保護者は、児童クラブの入所に係る育成料を納付しなければならないこととします。

2 育成料は、入所児童1人につき月額3,000円とします。ただし、8月分については、5,000円とします。

3 保護者は、毎月末日(12月については、25日とします。)までに、当月分の育成料を納付しなければならないこととします。

【解説】

保護者が支払う児童クラブの育成料について定めたものです。この育成料は、主に人件費等の運営経費(建設費・修繕費等は含みません。)について利用者から応分の負担を求めるものです。

(育成料の免除)

第12 市長は、保護者の世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、育成料を免除することができることとします。

- (1) 生活保護法に基づく保護を受けているとき。
- (2) 学校教育法に基づく就学援助を受けているとき。
- (3) その他、市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

【解説】

育成料の免除することができる場合について定めたものです。

(育成料の返還)

第13 一度納付された育成料は、返還しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができるものとします。

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) その他、市長が特別の理由があると認めるとき。

【解説】

災害等によりクラブ室が使用できなくなったときなどを除き、原則として一度納付された育成料は返還しないことを定めたものです。

(委任)

第14 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

手続の詳細についてはこの条例とは別に規則で定めることとしたものです。

(施行日)

第15 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

【解説】

この条例の施行予定日を定めるものです。

第2で規定した児童クラブの名称及び位置を定めています。

別表

名称	位置	(参考)開設場所 条例では記載しない項目です。
都和小学校児童クラブ	土浦市並木5丁目4826番地1	学校内専用教室(注1)
神立小学校児童クラブ	土浦市中神立町4番地	学校敷地内専用クラブ室
真鍋小学校児童クラブ	土浦市真鍋4丁目3番1号	学校内専用教室
中村小学校児童クラブ	土浦市中村南5丁目29番5号	学校内専用教室
下高津小学校児童クラブ	土浦市下高津4丁目2番9号	学校敷地内専用クラブ室
土浦小学校児童クラブ	土浦市大手町13番32号	学校内専用教室
藤沢小学校児童クラブ	土浦市藤沢3057番地	学校敷地内専用クラブ室
乙戸小学校児童クラブ	土浦市乙戸南2丁目6番14号	乙戸南児童公民館
土浦第二小学校児童クラブ	土浦市富士崎2丁目1番41号	学校内専用教室
大岩田小学校児童クラブ	土浦市大岩田2066番地1	学校内専用教室
右舂小学校児童クラブ	土浦市右舂1728番地3	学校内専用教室
荒川沖小学校児童クラブ	土浦市荒川沖東3丁目24番3号	学校内専用教室
東小学校児童クラブ	土浦市中455番地	学校敷地内専用クラブ室
上大津東小学校児童クラブ	土浦市沖宿町2489番地	学校内専用教室
都和南小学校児童クラブ	土浦市常名3090番地	学校敷地内専用クラブ室
上大津西小学校児童クラブ	土浦市手野町3651番地	学校内専用教室
山ノ荘小学校児童クラブ	土浦市本郷301番地	学校内専用教室(注2)

(注1) 現在、都和児童館で開設しておりますが、小学校内での実施を検討中です。

(注2) 現在、開設を検討中です。

## 土浦市放課後児童クラブ条例施行規則（案）

### （この規則の趣旨）

第1 この規則は、土浦市放課後児童クラブ条例の施行について必要な事項を定めるものとします。

#### 【解説】

この規則は、児童クラブの入所の手続、様式等の必要な事項を定めるものです。

### （指導員）

第2 指導員は、児童クラブごとに2人以上置くこととします。

#### 【解説】

児童クラブに配置される指導員の人数について定めたものです。指導員は、各クラブに2人以上配置することとし、児童の入所数に応じてさらに増やすこととします。

### （入所の申請及び許可）

第3 入所の許可を受けようとする保護者は、『児童クラブ入所申請書』に『就労証明書』を添えて、市長に提出しなければならないこととします。

2 市長は、申請の内容を審査し、入所を許可するときは、『児童クラブ入所許可通知書』により、入所を不許可とするときは、『児童クラブ入所不許可通知書』により申請をされた方に通知することとします。

#### 【解説】

入所にあたっての申請と許可の手続について定めたものです。

### （変更の届出）

第4 保護者は、入所後に入所申請の内容に変更が生じたときは、『児童クラブ記載事項変更届』により市長に届け出なければならないこととします。

#### 【解説】

住所など許可を受けた入所申請の内容に変更が生じた場合の手続について定めたものです。

### （入所の許可の取消し）

第5 市長は、入所の許可を取り消すときは、『児童クラブ入所許可取消通知書』により保護者に通知することとします。

#### 【解説】

入所の許可の取消手続について定めたものです。



(退所の届出)

第6 児童クラブを退所しようとする児童の保護者は、『児童クラブ退所届』により、市長に届け出なければならないこととします。

【解説】

児童クラブを退所する場合の手續について定めたものです。

育成料に係わる第7については、パブリック・コメントにおいて対象項目外となっております。

(育成料の免除)

第7 育成料の免除を受けようとする保護者は、『児童クラブ保護者育成料免除申請書』に必要書類を添えて、市長に提出しなければならないこととします。

2 市長は、申請の内容を審査の上、免除の可否を決定し、『児童クラブ利用者育成料免除可否決定通知書』により申請をされた方に通知するものとします。

【解説】

育成料の免除の申請及び可否決定の手續について定めたものです。

(委任)

第8 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【解説】

その他必要な事項については、別に定めるものです。

(施行日)

第9 この規則は、平成19年4月1日から施行します。

【解説】

この規則の施行予定日を定めるものです。